

10

共同企業体（JV）工事での注意点



KSKで共同企業体（JV）を構成して工事を行うことはありますか？ その場合はどのようなケースになりますか？

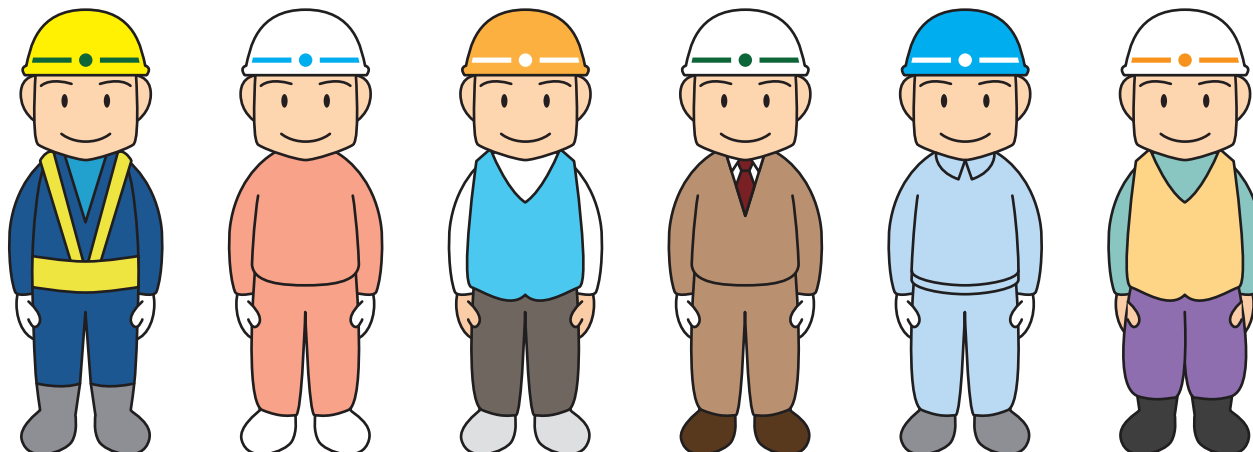
1. 共同企業体の形態

特定共同企業体	経常共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成される。工事完成後または工事を受注できなかった場合は解散する	中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する
特定JVの対象となるのは、大規模で技術的難度の高い工事としている	発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に、一定期間、有資格業者として登録される

2. 共同企業体の施工方式

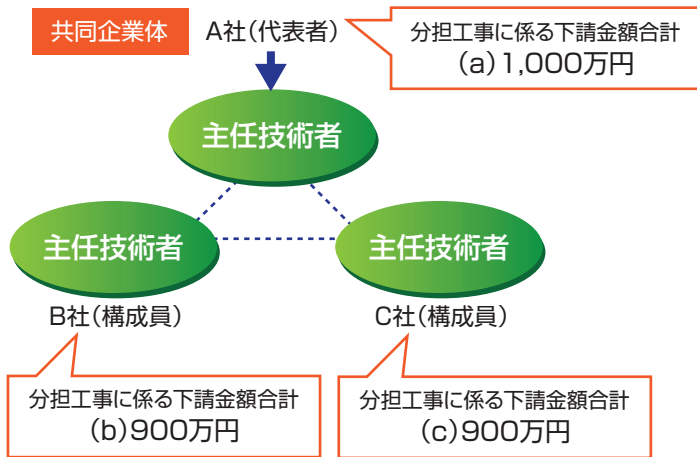
甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式

KSKで共同企業体（JV）を構成して施工するに際し、団地型マンション等の規模の大きいマンション大規模修繕においては、経常型・乙型共同企業体の方式を採用することがあります



3. 共同企業体における技術者の配置（乙型JV）

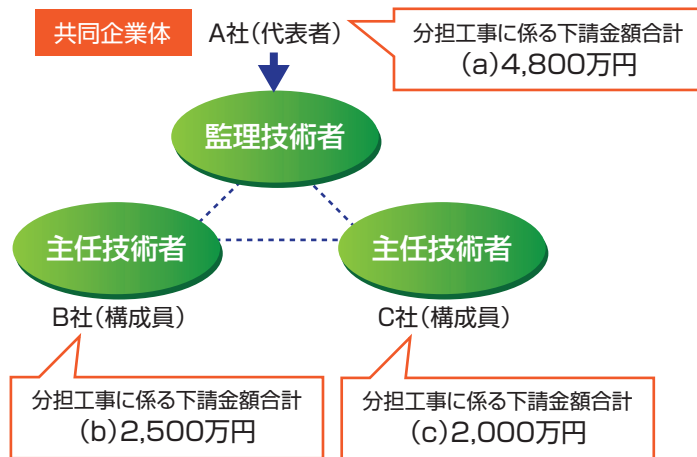
【乙型JVで分担工事に係る下請金額合計が建築一式：4,500万円（それ以外：3,000万円）未満の場合】



①すべての構成員が主任技術者を配置
注) 共同企業体運用準則(※)では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担工事に係る建設工事の請負金額が建築一式工事：5,000万円（それ以外：2,500万円）以上の場合、主任技術者の全員が、当該工事に専任しなければなりません。

【乙型JVで分担工事に係る下請金額合計が建築一式：4,500万円（それ以外：3,000万円）以上の場合】



①代表者および構成員であっても分担工事に係る下請金額合計が建設一式 4,500万円（それ以外：3,000万円）以上となったものは監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置
注) 共同企業体運用準則(※)では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②発注者から請け負った建設工事の請負金額の合計が建築一式工事：5,000万円（それ以外：2,500万円）以上の場合、監理技術者および主任技術者は当該工事に専任しなければなりません。

4. 共同企業体における代表者の選考方法と出資比率

特定共同企業体	経常共同企業体
共同企業体運用準則(※)では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています	共同企業体運用準則(※)では、代表者および出資比率は構成員が自主的に決定することになっています

※共同企業体運用準則：中央建設業審査会が公開している発注機関（国または地方公共団体を想定）が共同企業体運用基準を定めるにあたって準拠すべき基準を示したものです。